

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定により、第46条第4項第2号の事項のうち、登録教習機関及び事務所の所在地の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社遠鉄自動車学校
登録教習機関の所在地	変更前 浜松市東区小池町1552 変更後 浜松市中央区小池町1552
事務所の所在地	変更前 浜松市東区小池町1552 変更後 浜松市中央区丸塚町1番地
変更年月日	登録教習機関の所在地 令和6年1月1日 事務所の所在地 令和4年3月28日

令和6年2月21日

静岡労働局長